表４　平成24／25年の備蓄運営

（単位：万トン）

平成24年６月末備蓄量	A	95
平成24年産米買入数量	B	8
平成24／25年備蓄米代替供給量	C	4
平成24／25年非主食用販売量	D	8
平成25年６月末備蓄量	E＝A＋B－C－D	91

第４　米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項

我が国は、平成７年度からガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は、「ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成５年12月17日閣議了解）の趣旨を踏まえつつ、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。

１　平成23会計年度の輸入状況

平成23会計年度においては、平成23年７月に策定した基本指針第４に基づき、77万玄米トン（うちＳＢＳ（売買同時契約）方式による輸入10万トン）の輸入を実施すべく、順次買付けを行い、その結果、全量を買い付けました。

２　平成24会計年度の輸入方針

平成24会計年度の輸入予定数量については、ＷＴＯ農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとします。

ＳＢＳ方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。

第５　平成25年産米における都道府県別の生産数量目標（需要量に関する情報）に関する事項

第２の２のとおり、全国の平成25／26年の需要見通しが791万トンとなることを踏まえ、全国の平成25年産米の生産数量目標は791万トンと設定します。

都道府県別の生産数量目標については、従来から、全国の生産数量目標を基に各都道府県ごとの過去６年の需要実績中、中庸４年分の平均値のシェアで算出することを基本としており、平成25年産米についても、この方式により設定します。

各都道府県ごとの需要実績の算出に当たっては、平成24年産米と同様、米の需給調整への取組等に対する配慮として、作付面積が生産数量目標（面積換算値）を下回った実績や都道府県間調整による生産数量目標の減少のほか、過去政府に売り渡され備蓄米となっている数量について、各都道府県の需要実績の算定上、一定の配慮を行います。

また、東日本大震災に伴う都道府県間調整については、生産数量目標の増加又は減少の要因とならないよう、各都道府県の需要実績の算定上、一定の配慮を行います。

囲 係 篇 鑑

平成 25 年度ＩＴパスポート試験

情報処理技術者試験規則（昭和45年通商産業省令第59号）第４条の規定に基づき、平成25年度ＩＴパスポート試験を実施する期日、場所その他試験の実施に関し必要な事項を次のように定めたので、公示する。

平成 24 年 12 月 12 日

経済産業大臣　枝野　幸男

１　試験方法　CBT（Computer Based Testing）による方法（コンピュータ上に試験問題を表示し、コンピュータから解答を入力する方法）で実施する。

なお、身体の不自由によりＣＢＴによる方法で受験することが困難な者については、筆記による方法（問題冊子を配布し、答案用紙に解答を記入する方法）で実施する。

２　試験を実施する期日

⑴　ＣＢＴによる試験の実施　平成25年４月１日（月）から平成26年３月31日（月）までの間で、独立行政法人情報処理推進機構ＩＴ人材育成本部情報処理技術者試験センター（以下「試験センター」という。）の指定する日

⑵　筆記による試験の実施　平成25年４月21日（日）及び平成25年10月20日（日）

３　試験地

⑴　ＣＢＴによる試験の実施　北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

⑵　筆記による試験の実施　平成25年４月21日（日）の試験地は、経済産業大臣が別に公示する平成25年度春期情報処理技術者試験のすべての試験地とする。

平成25年10月20日（日）の試験地は、経済産業大臣が別に公示する平成25年度秋期情報処理技術者試験のすべての試験地とする。

４　受験資格　特に限定しない。ただし、筆記による試験の実施の場合は、身体の不自由によりＣＢＴによる方法で受験することが困難な者。

５　試験案内書・願書について

⑴　入手先　〒113―8663 東京都文京区本駒込２丁目28番８号　文京グリーンコートセンターオフィス　独立行政法人情報処理推進機構ＩＴ人材育成本部情報処理技術者試験センター

⑵　入手方法　試験センターのホームページ（http://www.jitec.ipa.go.jp/）から受信する。なお、身体の不自由によりＣＢＴによる方法で受験することが困難な者であり、かつ、インターネットによる受験願書の提出が困難な場合には、郵便により請求することもできる。郵便により請求する場合、送付先を明記するとともに返信用切手を同封し、試験センターまで請求すること。

⑶　入手期間　試験センターのホームページに原則として常時掲載する。郵便により請求する場合、試験センターが指定する期間とする。

６　受験願書の受付について

⑴　インターネットによる受験願書の受付

①　提出先　〒113―8663 東京都文京区本駒込２丁目28番８号　文京グリーンコートセンターオフィス　独立行政法人情報処理推進機構ＩＴ人材育成本部情報処理技術者試験センター（ホームページアドレス http://www.jitec.ipa.go.jp/）

②　提出方法

ア　クレジットカードを利用して受験手数料を払い込む方法　試験センターの指定するクレジットカードを利用して受験手数料を払い込むとともに試験センターの指定する電子情報処理組織が管理する電子計算機に受験願書に必要な事項を入力し送信することにより提出する。

イ　コンビニエンスストアを利用して受験手数料を払い込む方法　試験センターの指定する電子情報処理組織が管理する電子計算機に受験願書に必要な事項を入力し送信することにより提出し、試験センターの指定するコンビニエンスストアを利用して払込期日までに受験手数料を払い込む。

ウ　バウチャーで受験手数料を払い込む方法　試験センターが発行するバウチャーで受験手数料を払い込むとともに試験センターの指定する電子情報処理組織が管理する電子計算機に受験願書に必要な事項を入力し送信することにより提出する。なお、バウチャーは、試験センターが発行するチケットで、事前に購入が必要となる。

③　受付期間　試験センターの指定する期間中に受験願書に必要な項目が到着したことを確認できたときとする。

⑵　書面による受験願書の受付（身体の不自由によりＣＢＴによる方法で受験することが困難な者であり、かつ、インターネットによる受験願書の提出が困難な場合）

①　提出先　〒113―8663 東京都文京区本駒込２丁目28番８号　文京グリーンコートセンターオフィス　独立行政法人情報処理推進機構ＩＴ人材育成本部情報処理技術者試験センター